



生徒指導だより

令和4年3月14日（月） 延岡市立旭中学校 生徒指導部

3月に入り、日中は暖かな日が続き、春の訪れを感じます。3年生は卒業を目前に控え、式の練習や清掃活動など、3年間の総まとめをしている最中です。学校生活のあらゆる場面で、言葉だけでなく姿や行動で後輩に道を示してくれました。1、2年生は3年生が残してくれたものをしっかりと受け継いでいきましょう。

保護者の皆様へ

＜以下、別紙：「宮崎県警察本部少年課からのお願い」とあわせてご覧ください＞
～携帯電話・スマートフォン調査～

11月に実施された「携帯電話・スマホ等の使用状況調査」の結果を一部紹介します。（旭中学校）

☆ あなたは自分用の携帯電話かスマートフォンを持っていますか。

	1年生	2年生	3年生	旭中全体	全国
持っている	51人(61%)	50人(77%)	60人(80%)	161人(72%)	71.9%
持っていない	32人(39%)	15人(23%)	15人(20%)	62人(28%)	28.1%

☆ 携帯電話やスマホ、タブレット、ゲーム機、パソコンなどの1日の使用時間はどれくらいですか。

	1年生	2年生	3年生	旭中全体	全国
0分	0人(0%)	1人(2%)	0人(0%)	1人(0.4%)	1.5%
30分以内	7人(8%)	2人(3%)	4人(5%)	13人(6%)	5.5%
1時間以内	13人(16%)	10人(15%)	7人(9%)	30人(13%)	11.7%
1時間～2時間	35人(42%)	26人(40%)	39人(52%)	99人(44%)	35.4%
2時間～3時間	19人(23%)	15人(23%)	22人(29%)	56人(25%)	25.0%
3時間以上	9人(11%)	11人(17%)	2人(3%)	22人(10%)	20.9%

☆ あなたの家では、携帯電話やスマホなどの使い方について、何かルールがありますか。

	1年生	2年生	3年生	旭中全体	全国
ある	49人(59%)	34人(52%)	29人(39%)	112人(50%)	51.5%
ない	34人(41%)	31人(48%)	46人(61%)	111人(50%)	48.5%

- 旭中生の半数以上が自分用の携帯電話やスマートフォンを所持している。
- 使用時間は、各学年とも1時間～2時間、2時間～3時間という生徒が最も多い。
- 約半数の家庭で使用ルールを設けている。

ちなみに、携帯電話やスマートフォンでしていることの内訳は、①音楽を聴く、②動画をみる、③SNSなどとなっていました。

全校生徒の約4分の1が、下校してからの2～3時間を携帯電話等の利用に費やしているという結果が出ています。帰ってから寝るまでの時間を考えると、勉強時間や睡眠時間を削らなければならない状況になっているのではないかと推察します。

携帯等に関するルールのある・なしについても、半分の家庭では「ない」と回答していますが、別紙「宮崎県警察本部少年課からのお願い」にもあるように、様々なトラブルに巻き込まれることも考えられます。今や携帯電話等は我々大人だけでなく、全ての世代にとって欠かせないツールとなっていますが、だからこそ、きちんとルールを決めて使用することが大切です。各家庭で是非ルールづくりをお願いします。

小・中学校の
保護者の皆様へ



宮崎県警察本部
少年課からのお願い

かけがえのない大切な子供たちの
「命・人権・可能性」を力を合わせて守りましょう！

～我が子を「インターネット・SNS利用に起因する犯罪」の被害・加害者にしないために～

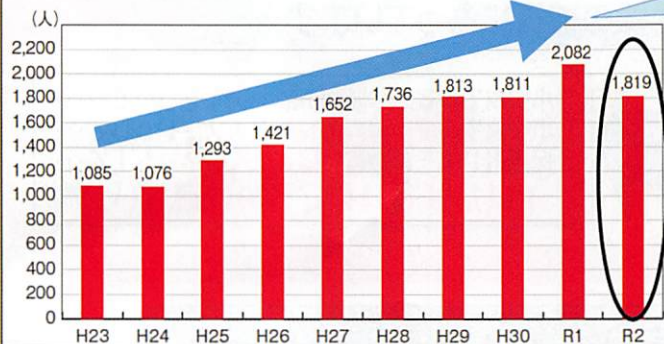


① 今、何が起きているの？

※ 数値は、全国のデータ(令和2年まで)

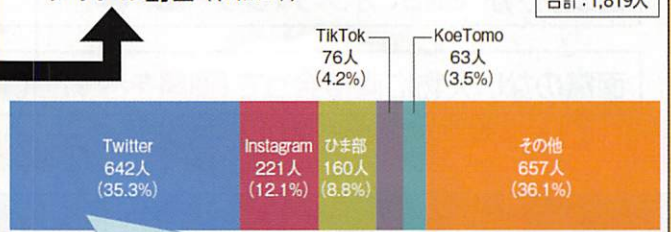
※ “児童”:18歳未満の者を指す

● SNSに起因する事犯の被害児童数の推移 (平成23年～令和2年)

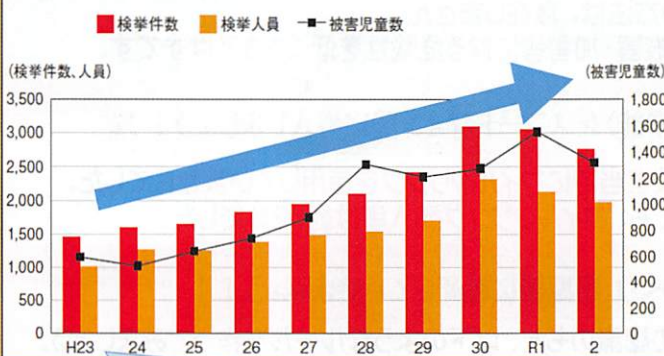


○ SNSをきっかけとして性被害にあった児童数は、増加傾向です。この10年で2倍近くに増えています。

● 被疑者と被害児童が知り合うきっかけとなったサイトの割合(令和2年)



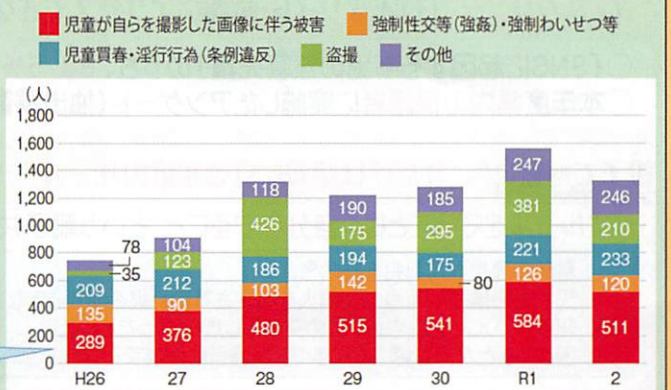
● 児童ポルノ事犯の検挙件数・人員、被害児童数の推移 (平成23年～令和2年)



○ 児童ポルノに関する検挙件数等もこの10年で2倍近くに増えています。

○ 「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」の割合が最も高く、その数も増加しています。

● 児童ポルノ事犯の被害態様別(製造手段別)の割合 (平成26年～令和2年)



※ 『少年からのシグナル(令和3年 警察庁)』より

“よく使われているSNS”を通じて被害にあっている

“自撮り”画像の送信による被害が増えている

スマホを使用する児童なら・・・
誰もが性被害にあう
危険性がある

② どのような形で被害にあっているの？

～このような被害が全国・県内で実際に起きています～

○A子(6歳)は・・・

オンラインゲームで知り合った男に自らの裸の写真を自分で撮られ、その写真をSNSで送信させられた。

○D子(14歳)は・・・

男がSNS上に掲載した嘘のアルバイト情報を信じ込み、男と連絡を取り、会ったところ、男からわいせつな行為をされた。

○B子(12歳)は・・・

SNSで知り合った男から言葉巧みに誘い出され、わいせつな行為をされ、その様子を撮影された。その後、男はその動画を販売した。

○E子(15歳)は・・・

SNSで芸能事務所マネージャーと偽る男と接触し、男に「芸能界で仕事をするために必要なこと」などとだまされ、わいせつな行為をされた。



○C子(17歳)は・・・

出会い系アプリで知り合った男にわいせつな行為をされ、その後、C子が関係を絶とうとしたところ、男に「学校に連絡する」などと脅された。

○児童が「性的な写真を要求」したり、「脅迫」したりして、“加害者”になるケースも増えています。



『少年からのシグナル(令和3年 警察庁)』より

※女性だけではなく、男性も同様の被害にあっています※

きっかけが“SNS、オンラインゲーム”等

面識のない人物に直接会って(連絡をとって)いる

○小中高生の多感な時期の心のスキをついて……
○小中高生の成長過程の判断力のスキをついて…
○保護者や第三者の目が届きにくいネット上で…
子供だけで身を守るのは難しい!!

③ じゃあ、どうすれば子供を守れるの？

◎残念ながら、「こうすれば絶対に被害にあわない！」という方法は、存在しません。

◎しかし、親子で一緒に以下のような取組を行えば、犯罪の被害・加害者になる危険性を低くできるはずです。

“フィルタリング”(有害なサイト・情報にアクセスできない機能)をスマートフォン等に導入しましょう!!

- 「SNSに起因する事犯の被害児童」のうち、88.5%が被害当時にフィルタリングを使用していませんでした。
- 本年度県内の保護者に実施したアンケート(抽出調査)でも、フィルタリング導入率は約52%でした。

親子で一緒に“これだけは絶対に守る家庭内ルール”をつくり、定期的に確認していきましょう!!

○“ルールを守ること、自分を守ること”という親子共通の認識のもと、以下のようなルールを作ってみましょう。

- | | |
|--|---|
| ☐ 利用時間や利用料金を決める。 | ☐ 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に事前に確認する。 |
| ☐ 氏名等の情報や写真など個人を特定される情報を書き込まない。 | ☐ 保護者や他人のID・パスワードを勝手に使わない。 |
| ☐ 知らない人と電話やメールの交換をしたり、会ったりしない。 | ☐ 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない(送信しない、させない)。 |
| ☐ 困ったことがあれば、必ずすぐに保護者に相談する。 | ☐ 「家庭内ルール」を守れなかった時のルールを決める。 |

親子で一緒に“SNSのリスク(危険性)について考える機会”をつくりましょう!!

- SNSの楽しさだけではなく、危険性も忘れないための機会をつくるようにしましょう。
 - 「警察庁」や「警察協会」が作成している動画コンテンツ等の各種資料を御活用ください。
- ※右の二次元コードは、「健全育成ハンドブック」です。ぜひ御一読ください。

